

武雄市地域福祉計画（案）

平成27年 月

武雄市

武雄市地域福祉計画（案）目次

第1章 計画策定にあたって

- 1 背景 P.1
- 2 策定の目的
- 3 取組の期間
- 4 計画の位置づけ P.2

第2章 武雄市の現状・今後の課題等

- 1 地域福祉の身近な課題 P.3
- 2 様々な福祉の課題 P.3
- 3 災害や権利擁護の課題 P.8

第3章 計画の重点事項等

- 1 施策の体系 P.9
- 2 計画の重点事項 P.9

第4章 計画の基本理念・目標・体系

- 1 基本理念 P.10
- 2 基本目標 P.10
- 3 計画の体系 P.11

第5章 具体的な施策

- 1 地域福祉を支えるネットワークづくり P.13
- 2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスの
仕組みづくり P.15
- 3 安心・安全に暮らせるまちづくり P.20

第6章 計画の推進方法

- 1 計画の普及・啓発 P.22
- 2 計画の進行管理 P.22

第1章 計画策定にあたって

1 背景

近年の経済の情勢や、少子高齢化、家族形態の変化などにより住民のみなさまの意識や価値観が多様となっています。青少年層や中年層においては、生活不安とストレスが増大し、自殺や虐待、ひきこもりなどが新たな社会問題となっています。

また、認知症高齢者の増加や孤立死などの問題、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど従来の福祉サービスだけでは解決の難しい問題が増えつつあります。

他方、ボランティアやCSO等などの活動が推進され、社会福祉を通じて新たなコミュニティ形成を図る動きも顕著となっています。

こうした社会状況の中で、市町村を中心とする福祉行政の役割は極めて重要となっています。また、何よりも地域住民の自主的な助け合いの意義も益々大きくなっています。

それぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送れるよう、地域の人々が手を携えて、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、地域福祉の推進に努める必要があります。

2 策定の目的

地域では、いろいろな方々が住民の福祉の向上に努められています。その地域と行政との連携を図り、方向性を同じにすることが、地域福祉の向上のより一層の推進につながるものと考えます。

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づく「市町村地域福祉計画」であり、地域における福祉課題を地域で解決していく総合的な仕組みづくりとして作成します。また、武雄市総合計画を上位計画とし、既に策定している福祉関連の個別計画との整合性を図り、それらの計画を地域福祉の視点から、住民のみなさまとさまざまな関係機関などを「つなげていく」ことを目的とします。

地域福祉とは

健やかに楽しく生活することは、住民の誰もが願っていることです。福祉に課題を抱えた人を社会福祉施設だけで受け止めるという考え方ではなく、地域住民や福祉関係者などが協力してその問題を解決しながら、住み慣れた地域や家で生活が送れるようにするという考え方です。

3 取組みの期間

地域福祉の推進は、中長期的な視点から継続して取り組んでいく必要があります。このため、計画期間は平成27年度から平成31年度の5年間とします。

4 計画の位置づけ

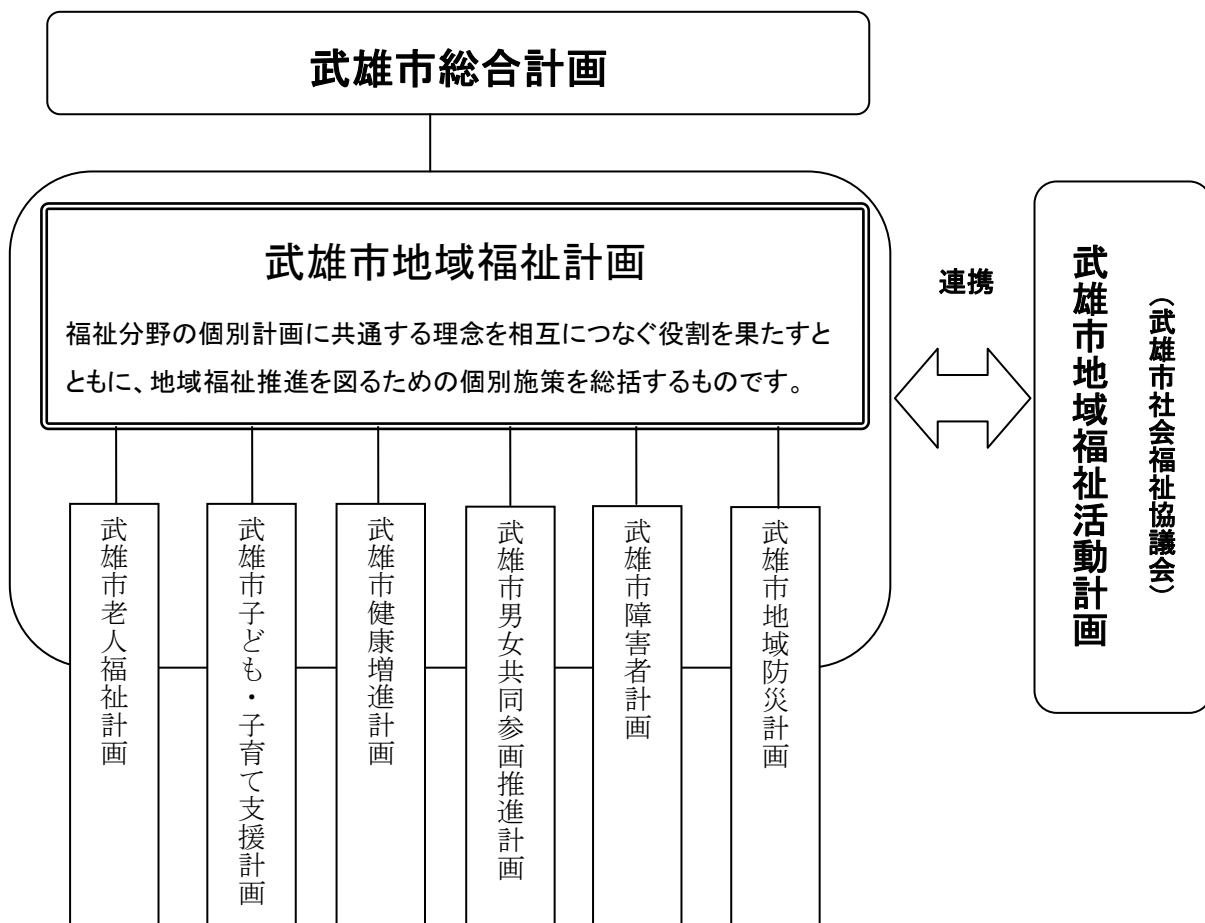
この計画は市民の福祉増進のため、社会福祉法第107条に規定されている「市町村地域福祉計画」として武雄市が策定する行政計画です。

第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- (1) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- (2) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- (3) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

この計画は武雄市総合計画を基に、各福祉分野に関する計画の上位計画と位置付けます。また、武雄市地域福祉活動計画とも相互連携を図ります。



第2章 武雄市の現状・今後の課題等

1 地域福祉の身近な課題

(1) 生活課題の多様化・複雑化

少子高齢化や核家族化が進み、高齢者のひとり暮らし、孤立死、子育て家庭の孤立などが増加しています。それから生じる不安感や精神的な負担感などを背景とする高齢者虐待や児童虐待、また、判断能力が低下した認知症高齢者や障がい者の悪質商法の被害など、生活課題は多様化・複雑化しています。

(2) 複合的なケースの増加

暮らしのなかで複数の問題を抱え、福祉制度の狭間や複合的な問題で悩む人も多くいます。要介護が必要な親と障害のある子どもの世帯など、課題がいくつもあるケースが増えてきており、それには広い視野での対応が必要となっています。

(3) 孤立死やひきこもりの増加

孤立死やひきこもりなど行政や地域でも把握できないケースが増加しています。本人の状況や立場にたち、身近な地域における支え合いがこれまで以上に求められています。

(4) 福祉の担い手不足

地域では、自治会、民生委員児童委員、ボランティアなどのさまざまな団体が地域福祉のために活動されています。その中で、担い手の後継者の不足が懸念されています。

特に民生委員児童委員については、活動の広がりや複雑多様化する問題への対応などにより活動は多忙を極め、担い手不足から委員の高齢化が進んでいます。若い担い手の確保を進めるとともに、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりが必要です。

(5) 住民間つながりの希薄化

多くの人々が、高齢期のひとり暮らし、健康や災害などに不安を感じながらも、地域のつながりが希薄化している状況が見られます。住民間の連帯意識を醸成し、地域力を高めていく必要があると考えられます。

2 様々な福祉の課題

(1) 権利擁護関連

①判断能力が不十分な方の金銭管理

少子高齢化や核家族化により、親族が身近にいない、もしくは疎遠になっ

ている人々が増加しています。そのような支援をしてくれる人が身近にいないか、判断能力が不十分であるため福祉のサービスを十分に受けられていない、また、金銭管理ができずに生活に困窮する人の事例が多くみられます。

②高齢者・障がい者等の財産管理、身上監護

加齢・認知症・障がいなどによって自分で物事を決めたりする能力が減退し、悪徳商法の被害にあったり、あるいは介護が必要だが本人が介護契約を結べないなどといった問題が増えています。

また、財産管理ができないため親族等がそれを搾取するような虐待（経済的）行為の事例が増えてくると予測されます。

(2) 児童関連

急速な少子化

少子高齢化社会の原因については様々な観点がありますが、大きな原因の一つとして出生率の低下が挙げられています。日本の合計特殊出生率は、ここ数年は微増を続けていたところですが、平成26年度において1.42と前年度（平成25年度）と比較して減少となりました。また、他国と比較して低い傾向にあります。

そこで国では、出生率低下に歯止めをかけるべく「子どもを産み、育てやすい社会」の創設を目指して「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度が制定されました。

武雄市でもこの法律に基づいた、子ども・子育て支援策が求められています。

(3) 高齢者関連

①介護保険制度の改正

介護保険制度が2000年にスタートし、14年経過しました。高齢者の割合が高くなるにつれて、介護保険の要介護の人数も増加しています。

現在、「要支援1・2」、「要介護1～5」があり、この要介護認定を受けた人が、所定の介護サービスを受けることができます。要支援は身体介護の必要はほとんどなく、買い物や調理、洗濯、掃除といった生活面の一部に支援が必要な状態です。この「要支援」を対象とする予防給付のうち、訪問介護と通所介護について、2015年4月より3年かけて「医療介護総合確保推進法」を基に、「市区町村が取り組む地域支援事業」に移されることになりました。

これまでは、全国一律のサービスだったものが、市区町村に移行することで、市区町村の意識次第で、サービス内容や利用料に差が生じる可能性はあ

ります。しかし、NPOやボランティアを活用することで、多様なサービスの提供が可能になるとみられています。

②認知症

要介護高齢者のほぼ半数に認知症の影響が認められるとされています。また、認知症高齢者グループホームの事業所数は、この3年間で10倍以上と急増しています。この利用の伸びは、認知症高齢者ケアに対する切実なニーズの現れということができます。認知症高齢者ケアは、未だ発展途上にあり、ケアの標準化、方法論の確立はさらに時間が必要な状況にあります。認知症高齢者の尊厳の保持を図るという視点から見て、どのようなケアを行っていくべきかが、高齢者介護の中心的な課題であると言えます。

(4) 健康づくり関連

①健康づくり関連

生活機能の低下を引き起こす脳血管疾患及び心疾患、人口透析等の血管疾患が増加しており、発症を予防することが必要です。血管疾患の原因となる動脈硬化の変化に早期に気づくためには血液検査の結果を把握し、生活習慣の改善や治療につなげる必要があります。

がんによる死亡者数は、全体の死亡数の約3割を占めています。そのため、がん予防について、講演会等の開催など、がんについて理解するための取り組みや、がん検診体制づくりが必要です。

②運動機能維持のための健康づくり

健康寿命の延伸を実現するには、社会生活を営むための機能を高齢になっても可能な限り維持することが重要であり、高齢化に伴う機能の低下を遅らせるために、高齢者の健康に焦点を当てた取組を強化する必要があります。

このため、ロコモティブシンドローム（運動器症候群）や認知機能低下を予防しつつ、高齢者の就業等の社会参加の促進等を図ることが必要であります。

③こころの健康づくり

現代のストレス社会においては、うつ病が大きな問題になっています。市の自殺者による死亡率は、全国や県の数値を比較して高い率で過去推移してきました。自殺の原因の特定は困難ではありますが、特に働き盛りの男性の自殺は家族や職場にとって大きな損失となります。本人のみならず、家族や身近な人の相談にも応じていくことが必要です。

④アルコールによる健康被害（精神疾患、社会的問題）

わが国のアルコール消費量は、昭和40年以降平成5年頃まで急速に増

加しています。アルコール依存症109万人、多量飲酒者980万人と推計されています（「WHO世界戦略を踏まえたアルコールの有害使用対策に関する総合研究」から）。また、アルコールの飲みすぎによる社会的損失（病気・けが・労働損失・自動車事故・犯罪など）は4兆円を超えと言われています。

アルコールの多量飲酒には、未成年の飲酒、胎児性アルコール症候群、飲酒運転、脳梗塞やがんなどの病気、認知症、精神疾患、暴力など本人の健康だけでなくその家族への影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高くなっています。

（5）障がい関連

①発達障害の増加

ADHD（注意欠如・多動性障害）、LD（学習障害）、自閉症など心身に不安のある児童が増えています。これらの障がいは、脳の機能障害からくる発達障害であると考えられていますが、詳しくはわかりません。したがって障がいそのものを治療することは不可能であり、早期療育によって二次障害を予防することが重要になってきます。

発達障害のある方の中には、診断を受けないまま普通高校や専修学校、大学等に在籍・卒業し、社会に出てから障がいを指摘され、相談する人もいないまま孤立していくケースが多くあります。教育から福祉・就業への支援の途切れがないよう、在学時から家族の障がい理解をはじめ、福祉へつながるような支援体制の検討が必要です。

②障がい者の就労

障がいのある人は、その障がいがあることを理由に就労ができない場合が多いです。そのため、経済的にも困窮し、何よりも就労意欲が減退し生きる喜び、気力さえも失ったりします。

障がいの特性を関係機関、民間企業等が理解をし、障がい者の就労機会を創出することが重要です。

（6）男女共同参画関連

①ドメスティックバイオレンス（DV）

配偶者等からの暴力による相談や婦人相談所による一時保護の件数は、年々増加しています。市民の意識調査の結果、DV被害者で相談した人は32.6%、その中でも公的相談所を訪ねた人は22%で公的相談窓口へ繋がっているケースが少ない状況です。

DV防止法第6条で、DV被害者を発見したものは、その旨を通報するよう努めなければならないとされ、特に医師その他の医療関係者は被害者を発見しやすい立場にあることから、発見と通報に関し積極的な役割が期

待されています。被害者が安心して適切な相談が受けられるようにするため、被害者のさまざまな状況に応じた安全な相談体制の維持と強化、また、被害者への相談窓口の一層の周知が必要です。

被害者の早期発見には、一般市民に対しても啓発を実施し、DVに関する社会的認識を高めていく必要があります。

また、障がい者や高齢者については、DVがより潜在化しやすい傾向にあるため、障がい者や高齢者の相談や福祉サービスを通じて被害者の発見に努めることも重要です。

②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものです。それと同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものです。これらの充実が人生の生きがいや喜びになるところで

しかしながら、市民の意識調査では、「仕事」と「家庭生活」を共に優先したいという希望に対して、現実には「仕事」を優先している割合が高くなっています。

安定した仕事に就けず経済的に自立することができない、仕事に追われ心身の疲労から健康を害しかねない。仕事と子育てや老親の介護との両立に悩むなど仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られます。

これらが社会活力の低下や少子化・人口減少に繋がっていると言えます。これらの問題の解決には、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の在り方を考えることが重要です。

（7）生活困窮関連

近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や、稼働年齢層を含む生活保護受給者が増加しています。

国の社会保障審議会では、以下のようなことを課題として提起されています。「年収200万円以下の勤労者は3割近くにのぼり、17歳以下の子どもがいるひとり親世帯等の世帯員の貧困率は50%を超えている。このようななかで、生活保護の受給者が増大し、平成23年7月には制度創設当初の水準を超えて過去最高を記録している。」

生活保護制度は、これまでの生活困窮者支援の軸であり、この国の生活保障に果たしている役割にはきわめて大きなものがあるとともに、新しい生活支援体系においても依然として重要な制度であります。

こうした中で、自立を助長するというその理念を、新たな方法も取り入れながら再生していくことが求められています。生活保護が最後のセーフティネットとして受給者の生活を支える機能を着実に果たしつつ、なおかつ稼働年齢世代の受給者の自立を支援できる制度としていくべきです。

生活保護制度の自立助長機能を高めることと併せて、増大する生活困窮者に対し、生活保護受給に至る前の段階から安定した就労を支援することが必要です。

3 災害や権利擁護の課題

(1) 虐待

少子高齢化や子育ての孤立化などにより、高齢者・児童・障害者への虐待が増加しています。虐待については、問題が複雑であったり、内在する場合が多く、早期対応にむけて、総合的な対応が必要です。

(2) 災害

近年、全国各地で大規模災害が発生しています。平成23年の東日本大震災においては、被災地全体の死者数のうち65歳以上の高齢者の死者数は約6割であり、障害者の死亡率は被災住民全体の死亡率の約2倍に上っています。また、消防職員・消防団員・民生委員などの支援者も多数の犠牲となられています。

こうした災害の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正がなされています。これを基に要支援者の被害を最小限に止める取組が求められています。

(3) ユニバーサルデザイン

物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方（「バリアフリー」）とともに、施設や製品等については新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方（「ユニバーサルデザイン」）が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進することが求められています。

このようなことを理解し、すべての人が快適に暮らせるユニバーサルデザインの考え方に基づいた環境の整備を促進することが必要です。

第3章 計画の重点事項等

1 施策の体系

本計画は、第2章の課題等を踏まえ、3つの重点事項と基本理念、そして3つの基本目標をもとに具体的な施策を展開していきます。

2 計画の重点事項

本計画の策定に当たっては、特に以下の項目に重点を置いて策定しました。

(1) 住民や福祉関係機関などのつながりの醸成

住民のみなさんと福祉の支援的な立場にある民生委員・児童委員、学校、事業者、地域活動団体など、そして行政がつながり、地域福祉を推進していきます。

(2) 利用者主体の切れ間のないサービスの実現

利用者本位の考え方に立って、その人の生活課題を総合的かつ継続的に把握し、制度やサービスの種別、実施主体の相違を越えて、適切なサービスを提供できる体制を構築します。

(3) 地域防災の充実

災害対策基本法の改正を踏まえ、災害時に要支援者の被害を最小限にするために避難行動要支援者名簿の整備や避難プランの作成などを行い、地域防災の充実に努めます。

第4章 計画の基本理念・目標・体系

1 基本理念

人と地域がつなぐ明るく安心・安全なまちづくり

2 基本目標

基本目標1 地域福祉を支えるネットワークづくり

地域福祉の向上を図るには、地域での体制（ネットワーク）づくりが必要です。そのネットワークは地域住民のつながり、また、住民と関係機関との連携など多岐にわたります。この計画では、そのつながり、連携を推進していきます。

- (1) 生活課題等の早期発見・早期対応。
- (2) 住民や関係機関の“つながり”の仕組みの確立。

基本目標2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスの提供の仕組みづくり

住民一人ひとり、それぞれ取り巻く環境は違います。また、新たな課題もでてきており、それに合わせたサービスの提供が必要です。地域住民がそれぞれ必要とするサービスを、地域と行政が連携した中で提供できる仕組みづくりを推進していきます。

基本目標3 安心・安全に暮らせるまちづくり

誰もが住み慣れた地域で、安全に安心して暮らすことのできる「生活の場」としての整備を進める必要があります。

災害に備えた自主防災組織の促進や、要配慮者を守る体制づくり、また、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりなど、生活者起点の環境整備を推進していきます。

3 計画の体系

基本目標	施策名	具体的な事業
基本目標1 地域福祉を支えるネットワークづくり	(1) ネットワークづくり	①地域福祉ネットワークづくり ②社会福祉協議会との連携強化
	(2) 福祉の担い手づくり	①民生委員・児童委員との連携強化・見直し ②ボランティア・CSO等の活動の充実
	(3) 相談窓口の明確化	①相談窓口の明確化 ②ワンストップ窓口の構築
基本目標2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスの提供の仕組みづくり	(1) 金銭管理・権利擁護	①日常生活自立支援事業の活用 ②成年後見制度の充実・推進 ③消費生活センターの活用
	(2) 子ども・子育て支援	①教育・保育施設の充実 ②小児医療体制の充実 ③地域子育て支援拠点事業 ○子育て相談の充実 ○サークルの育成、活動支援 ④子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業 ⑤一時預かり事業 ⑥延長保育事業 ⑦病児・病後児保育事業 ⑧放課後児童健全育成事業
	(3) 介護保険サービスの充実	①地域包括ケアシステムの構築 ②認知症施策の推進
	(4) 健康づくりの推進	①糖尿病対策事業 ②脳血管疾患や心疾患の予防事業 ③がん予防事業 ④運動機能の維持増進 ⑤こころの健康づくり事業 ⑥アルコール依存症対策事業
	(5) 障がい者への支援	①発達障害関連の支援 ②発達障害児早期発見支援事業 ③障害者就労支援の推進
	(6) 男女共同参画の推進	①ドメスティックバイオレンスの防止、相談体制の充実 ②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

	(7) 生活困窮者の自立支援	①生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事業、家計相談支援事業の実施 ②生活困窮者の包括的な相談窓口の設置 ③住宅確保給付金の支給
基本目標 3. 安心・安全に暮らせるまちづくり	(1) 虐待防止対策	①高齢者・障がい者・児童等への虐待防止
	(2) 災害対策	①要支援者の災害等における安全確保 ②自主防災組織の育成強化
	(3) ユニバーサルデザインの推進	①ユニバーサルデザインの意識啓発 ②既存公共施設等のバリアフリー化の促進 ③新庁舎等の新設公共施設のユニバーサルデザインの推進

第5章 具体的な施策

1 地域福祉を支えるネットワークづくり

【施策の方向性】

(1) ネットワークづくり

支援が必要な人に、家族、隣近所、学校など身近な人が早期に気づき、確実に支援につなげるネットワークを推進します。民生委員・児童委員、学校、事業者、地域活動団体、行政など、さまざまな主体が連携したネットワークで早期発見・早期対応を行い、継続的・重層的な支援を行います。

社会福祉協議会は、社会福祉法において、地域福祉を推進する中核的な役割を担う団体として位置づけられています。地域と行政との協働関係を築く上でのコーディネーターを担っていただいている市社会福祉協議会との更なる連携を強化していきます。

(2) 福祉の担い手づくり

民生委員・児童委員の活動がさらに充実するように、その役割を明確にしていきます。また、多様な地域の課題などに対応するように、自治会など多方面の地域のつながりのある組織、また、特定の目的意識を持つボランティア・グループ、CSOなどによる新たな福祉の担い手づくりを推進していきます。

(3) 相談窓口の明確化

市の相談窓口は各部門に分かれており、問題が複数ある場合、市民のみなさんはどの窓口に行けばよいのか迷われることが多々あります。市民のみなさまが気軽にわかりやすい相談窓口の構築を目指します。また、なるべくひとつの窓口で用件が完結できるようなワンストップの窓口対応を目指します。



施策名	課題・問題点（施策を計画するに至った理由）	具体的な事業
(1) ネットワークづくり	○生活課題の多様化、複合的なケースの増加 ○福祉施策と社会福祉協議会の活動計画との連携	①地域福祉ネットワークづくり ○関係機関等（民生委員・児童委員、学校など）による支援会議の開催
		②社会福祉協議会との連携強化 ○社会福祉協議会と関係機関との連携会議の実施
(2) 福祉担い手づくり	○民生委員児童委員の担い手不足、役割の多様化 ○地域でしか見えないケースの増加	①民生委員・児童委員との連携強化・見直し ○役割の明確化、負担の軽減。マニュアル作、研修会の実施
		②ボランティア・CSO等の活動の充実 ○ボランティアグループ等への支援
(3) 相談窓口の明確化	○相談内容の多様化	①相談窓口の明確化
		②ワンストップ窓口の構築



2 住民一人ひとりに対応した多様なサービスの仕組みづくり

【施策の方向性】

(1) 金銭管理・権利擁護

判断能力が不十分な方（認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等）が、日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な場合、また、金銭管理が困難場合に無料又は定額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、手続きなどを援助します。さらに財産管理及び身上監護として成年後見制度の促進を図ります。

市消費生活センターを中心に悪質商法の被害を未然に防ぐための啓蒙事業、被害に遭った方の相談業務を推進していきます。

(2) 子ども・子育て支援

児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細やかな発育を支援します。なかでも教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って施設の適切な利用が可能となるよう、認定こども園の普及促進を図ります。

子育てに関して、少子化や就労形態の多様化に対応し、いつでも気軽に相談できる体制づくりや、子育てサークルの育成と活動の支援を子育て支援センターを中心に促進します。

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互の連絡・調整を図る子育て援助活動支援（ファミリー・サポート・センター）事業を促進します。

保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため乳幼児を保育所等に一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ります。

子どもの突発的な病気に対応する小児医療体制の充実、及び病児・病後児保育の促進を図ります。

学校の放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な場所づくりを推進します。



(3) 介護保険サービスの充実

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現していきます。

認知症になっても本人の意思が尊重される新たなケアの流れを作る、「認知症ケアパス」に取り組みます。

また、地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」を設置し、認知症の初期の段階で認知症の人やその家族に対して個別の訪問を行い適切な支援を行う仕組みとして、「認知症初期集中支援チーム」の設置を実施します。

地域においては、認知症サポーターの養成を引き続き進めるとともに、その自主的な活動が認知症の人を支える地域づくりへと広がりを見せるよう支援していきます。

(4) 健康づくり

「自分の健康は自分でつくり守る」ことを基本として、「健診」・「運動」・「歩く」・「食（栄養）」・「相談」・「休養」・「生きがい」をキーワードに、地域住民が共に支えながら健康寿命の延伸を目指します。

生活習慣病の発症を予防するため、各種健診の結果から対象者を明確にし、早期介入を図ります。

「がん」への理解やメカニズムなど、学習の場を設けます。「がん予防推進員」を養成し、地域全体で「がん」を理解できるような普及啓発を行います。

こころの病気を予防、また、早期発見するために相談日を開設するとともに、心の健康について普及啓発を行います。

アルコール健康障害は、アルコール依存症などによる不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいいます。まずはその理解をする取り組み、家族等などの相談業務の体制づくりを検討します。

(5) 障がい者への支援

発達障害児（者）とその家族が豊かな地域生活を送れるように、発達障害児（者）とその家族からのさまざまな相談に応じ、指導と助言を行っていきます。

心身の発達に不安のある子どもに対する早期療育を実現するため、早期の療育できる環境を創出します。

障がいの特性や状況に即した多様な就業支援・就業形態が求められています。通勤や労働時間の問題から一般就労が困難な障がいのある人の就業形態として在宅就業・在宅勤務に対応できるよう、新しい職業指導や職域開発を検討し、多様な働く機会の確保に努めます。

また、企業における障がいのある人の職域の開発を進めるとともに、就職

困難者等の雇用・就労への支援を行っているハローワークや障害者就業・生活支援センターとの連携を図ります。

(6) 男女共同参画の推進

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その回復を図ることは男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であります。特に、インターネットや携帯電話の普及により、暴力は多様化してきており、こうした課題に対しては、新たな視点から迅速かつ効果的に対応していくことが求められます。

また、子ども、高齢者、障害者、外国人等はそれぞれ異なる背景事情や影響を有していることから、これらの被害者の支援に当たっては様々な困難を伴うものであることにも十分配慮し、暴力の形態や被害者の属性等に応じてきめ細かく対応することが不可欠となっています。

こうした状況を踏まえ、配偶者等からの暴力を根絶するため、社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進します。

男女がワーク・ライフ・バランスの実践を通じ、仕事と家庭生活や地域活動を両立できるよう、子育て介護などに対する支援体制を整備します。

(7) 生活困窮者の自立支援

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、家計、就労の支援やその他の自立に関する問題について相談対応を行います。また、生活困窮者の抱えている課題を評価・分析し、それに対応した支援が計画的に行われるよう自立支援計画を策定します。

離職により住宅を失った又はそのおそれが高い生活困窮者に、一定の要件のもと、有期で住居確保給付金を支給します。

施策名	課題・問題点（施策を計画するに至った理由）	具体的な事業
(1) 金銭管理・権利擁護	○判断能力が十分でない人の財産被害やその人らしい生活の侵害	①日常生活自立支援事業の活用（市社会福祉協議会） ○日常的な金銭管理を代行して行う安心サポートの活用など
		②成年後見制度の充実・推進 ○制度の普及啓発 ○身寄りのない方の市長申立の実施 ○低所得者への成年後見人等への報酬助成
	○悪質商法などの被害	③消費生活センターの活用 ○悪質商法の予防の啓蒙 ○相談業務の促進
(2) 子ども・子育て支援	○少子化	①教育・保育施設の充実
	○子ども・子育て支援の不足	②小児医療体制の充実
		③地域子育て支援拠点事業 ○子育て相談の充実 ○サークルの育成、活動支援
		⑤一時預かり事業
		⑥延長保育事業
		⑦病児・病後児保育事業
		⑧放課後児童健全育成事業
(3) 介護保険サービスの充実	○2025年に向けた体制づくり	①地域包括ケアシステムの構築 ○住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築
	○認知症高齢者の増加	②認知症施策の推進 ○認知症地域支援推進員の配置 ○「認知症初期集中支援チーム」の設置 ○地域ケア会議の推進 ○認知症サポーターの養成
(4) 健康づくりの推進	○特定健診での異常所見者の増加	①糖尿病対策事業 ○食事・運動指導
	○要介護認定の原因疾患の第1位	②脳血管疾患や心疾患の予防事業 ○脳ドックや早期受診の勧奨

	○がんによる死亡率が 県・全国平均より高 い	③がん予防事業 ○がんに関する理解の普及啓発 ○がん予防推進員の養成
	○身体活動を学ぶ場の 不足	④運動機能の維持増進 ○健康教室の開催
	○自殺者、うつ病の増 加	⑤こころの健康づくり事業 ○相談窓口の開設
	○アルコール依存症の 増加	⑥アルコール依存症対策事業 ○対策の普及啓発
(5) 障がい者への支援	○発達障害の理解不足 ○療育が必要な児童の 増加	①発達障害関連の支援 ○研修会等の実施
		②発達障害児早期発見支援事業 ○保育所・幼稚園等への療育支援
	○障害者の生活困窮 ○障害者の就労意欲の 減退	③障害者就労支援の推進 ○就労支援事業の実施 ○障害者就労施設等からの物品等の調達の推進
(6) 男女共同参画の推 進	○ドメスティックバイ オレンス（DV）の 一時保護の増加 ○相談窓口につながる ケースが少ない	①ドメスティックバイオレンスの防止、相談体制の充 実 ○DV防止に関する啓発活動の実施 ○相談・カウンセリング対策等の充実 ・関係機関等の相談窓口の連携強化 ・研修・人材確保の促進
	○意に反して仕事優先 となっている割合が 高い	②仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） ○地域・団体・企業への学習会、出前講座の開催
(7) 生活困窮者の自立 支援	○生活困窮者の増加 ○稼働年齢層の生活保 護受給者の増加	①生活困窮者自立支援制度に基づく自立相談支援事 業、家計相談支援事業の実施
		②生活困窮者の包括的な相談窓口の設置
		③住居確保給付金の支給

3 安心・安全に暮らせるまちづくり

【施策の方向性】

(1) 虐待防止対策

児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待に対して、防止に関する意識の高揚と普及啓発活動を推進します。また、地域住民、関係団体、行政が連携しながら、虐待の予防及び早期発見・早期解決のための体制づくりを推進します。

(2) 災害対策

災害対策基本法の改正に基づき、避難行動要支援者への必要な支援を行える体制づくりを進めます。起こりうるさまざまな自然災害や高齢化の進展等に留意し、自主防災組織等の関係機関と連携しながら、普段から避難行動要支援者の対象者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成します。これらは日常的な地域福祉活動と連動して取り組みます。

また、対象者の個人情報保護に配慮しながら、災害時の避難支援や安否確認のため、避難行動要支援者名簿の提供など情報の共有化を図ります。さらなる避難行動支援のために、避難行動要支援者の個別計画の作成、防災訓練の実施などにより自主防災組織の強化・充実を図り地域防災力を図ります。

(3) ユニバーサルデザインの推進

市民の誰もが、障害者や高齢者等の自立した日常生活や社会生活を確保することの重要性について理解を深め、自然に支え合うことができるようにするため、幅広い市民参加による各種の啓発・広報活動及び児童生徒や社会人などを対象に様々な機会を活用した幅広い教育活動を推進します。

住宅、建築物、公共交通機関、歩行空間など個別の施設等だけではなく、公共交通機関を利用して目的地に行くまでの空間を一体としてとらえるなど、生活空間全体を面としてとらえて、連続したバリアフリー・ユニバーサルデザインを推進し、より快適で生活しやすい環境を整備します。

施策名	課題・問題点（施策を計画するに至った理由）	具体的な事業
(1) 虐待防止対策	○虐待数の増加	高齢者・障がい者・児童等への虐待防止 ○防止の啓発活動 ○人材の育成及び確保 ○関係機関との連携強化
(2) 災害対策	○災害時の要支援者の死亡率が高い	①要支援者の災害等における安全確保 ○避難行動要支援者名簿作成 ○名簿情報の共有化 ○要支援者の個別計画の作成
	○要支援者を守るためには地域の力が重要	②自主防災組織の育成強化 ○避難プランの作成 ○防災訓練の実施
(3) ユニバーサルデザインの推進	○ユニバーサルデザインの認知度の低迷	①ユニバーサルデザインの意識啓発 ○意識啓発事業の実施
		②既存公共施設等のバリアフリー化の促進 ○「みんなのトイレ」制度の促進 ○パーキングパーミットの推進 ○歩道等のユニバーサルデザイン化
		③新庁舎整備事業におけるユニバーサルデザイン化の推進



第6章 計画の推進方法

1 計画の普及・啓発

本計画について、市広報紙や市ホームページ、計画書配布等において広報を行い、計画内容の周知を図ります。また、市の出前講座などを、本計画の内容を住民のみなさまへご理解していただくよう活用していきます。

2 計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、定期的に「武雄市地域福祉計画庁内幹事会」を開催します。そのなかで、本計画及び個別計画の進行管理については、現況調査を実施し、計画の進捗及び改善点を把握します。